

青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

市内中小企業をめぐる経営環境は、依然として厳しい状況にあることから、引き続きその資金繰りの円滑化を図るため、青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例により定められた貸付利率等に関する特例措置の適用期間を 1 年間延長したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

青梅市融資資金利子補給条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 項中「令和 8 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。